

大田市市長及び副市長の給料の特例に関する条例
大田市人権センターの設置及び管理に関する条例
大田市税条例の一部を改正する条例
大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
大田市印鑑条例の一部を改正する条例
大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年6月23日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第20号

大田市市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長及び副市長の給料の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長の給料に関する特例)

第2条 令和8年7月1日から同年9月30日までの間における市長の給料月額、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成17年大田市条例第45号)第2条及び大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例(令和7年大田市条例第1号)(以下「給与条例等」という。)の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の30に相当する額を減じて得た額とする。

(副市長の給料に関する特例)

第3条 令和8年7月1日から同月31日までの間における副市長の給料月額は、給与条例等の規定にかかわらず、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例第2条に規定する額から当該額の100分の25に相当する額を減じて得た額とする。

(市長及び副市長の期末手当の適用除外)

第4条 前2条の規定は、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

大田市条例第 2 1 号

大田市人権センターの設置及び管理に関する条例
(設置)

第 1 条 大田市民の人権の尊重と同和問題をはじめとする人権問題の解決を推進するための事業及び社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 3 項第 1 1 号に規定する隣保事業を行うため、大田市人権センター（以下「人権センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 人権センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大田市人権センター	大田市大田町大田口 1 3 2 9 番地 8

(事業)

第 3 条 人権センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 人権意識向上に向けた啓発及び広報に関すること。
- (2) 人権・同和教育に関すること。
- (3) 生活相談及び人権相談に関すること。
- (4) 人権尊重の推進と地域社会の福祉向上に必要な事業の調査及び研究に関すること。
- (5) 人権問題に関する資料、情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 地域交流事業及び教養文化事業等に関すること。
- (7) 人権問題にかかわる関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- (8) その他人権センターの設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 人権センターの開館時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 人権センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用することのできる時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、施設等を使用することのできる時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 人権センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(職員)

第6条 人権センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第7条 人権センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- 2 市長は、第3条に規定する事業以外についても、同事業のための使用に支障のない限り、別表にある施設等の使用を許可することができる。
- 3 市長は、施設等の管理上必要があるときは、前2項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を行うとき。
 - (4) 営利事業活動を行うとき。
 - (5) その他施設等の管理上支障があると認められるとき。
- 2 施設等の使用を許可した後において、前項各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたときは、その許可を取り消し、又は

使用を中止し、若しくは停止することができる。

(使用料)

第9条 施設等の使用料は、無料とする。ただし、第7条第2項の規定による使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項ただし書の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、次の場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により、その使用を取り消したとき。

(2) その他特別な事情が生じたとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第3項の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) 使用の目的を変更したとき。

(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。

(3) 第8条第1項各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置により使用者が損害を受けた場合においても、市長は補償の責任を負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施

設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第 1 4 条 施設等を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(大田市隣保館条例の廃止)

2 大田市隣保館条例（平成 1 7 年大田市条例第 1 1 7 号）は、廃止する。

(大田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正)

3 大田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（令和 2 年大田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「大田市大田町大田口 1 1 1 1 番地」を「大田市大田町大田口 1 3 2 9 番地 8」に改める。

(大田市人権尊重のまちづくり条例の一部改正)

4 大田市人権尊重のまちづくり条例（平成 2 6 年大田市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 3 号中「おおだふれあい会館」を「大田市人権センター」に改める。

(経過措置)

5 この条例の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の大田市隣保館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第 7 条、第 9 条関係）

施設名	使用料（1 時間当たり）
研修室 1	4 0 0 円

研修室 2	2 0 0 円
研修室 3	2 0 0 円
調理室 1	5 0 0 円
調理室 2	2 0 0 円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の 5 割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の 1 0 割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前 2 号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の 2 0 割相当額を加算する。
- 5 第 4 条第 2 項に規定する時間を超えて施設等を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の 2 割相当額を加算する。
- 6 2 日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、この表に定める金額（第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の 5 割相当額とする。
- 7 使用時間が 1 時間未満であるときは、1 時間とし、使用時間が 1 時間を超える場合において 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 8 調理室 1 の使用料は、調理設備使用料を含む。
- 9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

大田市条例第 2 2 号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成 1 7 年大田市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。

）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計

を一にする配偶者（合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 3 6 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 4 8 条の 9 の 7 の 3」を「第 4 8 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地す

べり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」

とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 3 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 1 7 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 1 9 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の大田市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大田市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみ

なされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の大田市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5

項において「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４ 前条第２号に掲げる規定による改正後の大田市税条例附則第１７条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５ 前条第３号に掲げる規定による改正後の大田市税条例附則第１９条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の大田市税条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

大田市条例第 23 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成 17 年大田市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後この条例の施行の日前に同条に規定する認定を受けた場合についても適用があるものとする。

大田市条例第 2 4 号

大田市印鑑条例の一部を改正する条例

大田市印鑑条例（平成 1 7 年大田市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 号中「個人番号カード」の次に「（以下「個人番号カード」という。）」を加える。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、当該個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明を申請することができる。

第 1 6 条第 1 号中「とき」の次に「（第 1 4 条第 3 項に規定する場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

大田市条例第 25 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年大田市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大田市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の大田市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。